

「平成 29 年度 第 2 回 人と動物との共生推進よこはま協議会」会議録	
日 時	平成 29 年 12 月 4 日（月）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
開催場所	関内駅前第二ビル 保健所会議室
出席者	兵藤哲夫、○ 矢吹紀子、佐藤久美子、朴善子、山田佐代子、◎ 井上亮一、吉池正喜（平成 29 年 9 月 5 日付委嘱）、大矢秀臣、佐藤雪太、田代さとみ、富高恵子（順不同） ◎：会長、○：副会長
欠席者	太田信也、植竹勝治
開催形態	公開（傍聴者 0 名）
議 題	1 平成 30 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について 2 平成 29 年度横浜市動物適正飼育推進員研修計画について
決定事項	1 業務計画について、各委員の意見・要望等を検討した上で作成すること。 2 第 4 回推進員研修会の講師は山田委員に務めていただき、内容については各委員の意見を踏まえて検討すること。
資 料	1 次第 2 資料 1-1 平成 30 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について 3 資料 1-2 横浜市飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動モデル事業進捗状況について 4 資料 1-3 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業について 5 資料 1-4 平成 29 年度横浜市動物愛護管理業務計画 6 資料 2 平成 29 年度横浜市動物適正飼育推進員研修計画について 7 資料 3 第 7 期横浜市動物適正飼育推進員の委嘱状況について 8 資料 4 人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿 9 資料 5 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱
議 事	1 平成 30 年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について (事務局) 資料 1-1 及び資料 1-2 に沿って説明。 (質疑) 【横浜市飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動モデル事業進捗状況について】 (井上会長) 資料 1-2 について御意見、御質問はありますでしょうか。 (矢吹委員) 「不妊去勢手術等の活動支援（無償）」となっていますが、動物愛護センターで行う不妊去勢手術（以下、「手術」と記載）のみ無償になるのでしょうか。その部分の説明が足りなくてわからないため、人に説明するときに困った事があります。山田委員の動物愛護協会や居住地の動物病院で手術した場合も無償になるのでしょうか。 (事務局) 地域猫活動モデル事業につきましては、まず地域を決めて登録していただき、対象の猫を決めていただきます。対象の猫であれば動物愛護センターでの手術が無償になります。他の病院で手術した場合は費用を負担していただくこ

とになります。

(大矢委員) 29年度の業務計画から変更を予定しているということですが、具体的に事業内容はどのように記載されるのでしょうか。

(事務局) 課題の解決策を踏まえてモデルチェンジした内容で30年度の業務計画に記載したいと考えていますが、現在検討している段階です。

(大矢委員) 具体的にわかりやすく記載してほしいです。本日の説明資料は具体的でわかりやすいため、お役所的な文書で書くよりも、このような形で記載してほしいです。

(田代委員) 私は港北区の住民です。港北区には2箇所のモデル地域がありますが、人と動物との共生推進よこはま協議会に参加して初めてこのような事業を行っていることを知りました。港北区には別に協議会がありますが、この人と動物との共生推進よこはま協議会とは連動していないのでしょうか。

(事務局) していません。

地域猫活動モデル事業について、当初はエリアを示す表示をするつもりでした。モデルですので、活動を見ていただき知っていただき、同じような活動を広げる目標がありました。活動している人に腕章をしてもらったり、エリアを示す表示をしたり、活動内容を示す掲示をすること等を考えていました。しかし、活動地域に猫を捨てに来る可能性があったため、断念しました。そのため、現在は活動エリアについては公表しておりません。本来はモデルのため、見ていただいて知っていただくのも目的の一つですが、できない現状があります。

(田代委員) 港北区の協議会では、募金だけに頼って活動しており、いろいろと問題になっているようです。うまく連動できれば良いなと思いました。

(佐藤雪太委員) 事業の継続を考えているということですが、モデルとして5年位の継続を考えているのでしょうか。期間についてはいかがでしょうか。

(事務局) これまでの5年間で4地区しか登録できませんでしたが、登録の準備途中の地域もあります。そのような地域を拡大したいと考えています。現時点でははっきりと決められませんが、3年から5年程度の期間を考えています。

(兵藤委員) 矢吹委員の発言の追加になりますが、地域猫活動モデル事業の一番の問題は手術費用の負担です。動物愛護センターに持っていけば無料ですが、遠いため利用が少ないようです。今後、地域の区役所から動物愛護センターへの運搬支援を検討しているとのことですが、できれば神奈川県動物愛護協会や他の病院で手術した場合でも、手術費用を補助して無料にしたいです。そうしないとモデル事業の地域のメリットが無いと思います。

(事務局) この4地区の中には、すでに手術を済ませた後に登録をした地区もあります。そのため、動物病院での手術数が多くなっています。

(兵藤委員) そのような理由があるのですね。

(事務局) しかし、モデル事業への登録後、動物愛護センターへの運搬が困難なため、神奈川県動物愛護協会や近隣の動物病院で手術したケースもあります。それが事業が上手く回らない理由の一つと考えています。他にも地域の合意が得られないなどの課題があります。当初は、動物愛護センターを活用するために、動物愛護センターで手術をするという前提があり、事業を始めています。しかし、5年間実施した結果、残念ながら4地区のみの登録であり、動物愛護センターでの手術数も少なかったため、もっと仕組みを考えて次年度以降に再出発したいと考えています。

(山田委員) モデル地区で活動している方から聞いたお話ですが、まず猫の手術をして状況を改善してからでないと地域の承諾が得られないそうです。しかし、

モデル地区に登録されてからでないと動物愛護センターで手術を受けられないため、追いかけてこのような形になってしまいます。その点を改善点として含めていただきたいと思います。

(矢吹委員) 登録地域を広めたいということですが、個人ではなく、自治会・町内会の承諾を得なくてはいけないのが、問題だと思います。事業内容を広めないと自治会は動いてくれません。私が長年活動していた地域では、やっと自治会が動いてお金を出してくれることになりました。その時に、横浜市のモデル事業のお話をしましたが、運搬者がいないということで近所の病院で手術しました。次年度、改善した事業の話を持っていけば、多くの自治会・町内会の方が真剣に考えてくださり、地域猫活動がより進んでいくと思います。

(事務局) 現在は町内会単位の合意を必要としており、同意書を提出していただいています。しかし、地域において地域猫活動に賛否両論ある中で、町内会の代表が合意のサインすることに抵抗があるようです。本来は文書で合意していただくのが前提ですが、そこが大きなハードルであれば緩和することも考えています。また、運搬についても推進員の方をお願いしたり委託業者を活用したりする等の方法も検討しています。

(山田委員) モデル事業に登録する前に、活動の進め方や自治会・町内会の承諾を、行政にフォローしていただけるようなトライアル期間を設けていただくことは可能でしょうか。

(事務局) トライアル期間とは呼んでいませんが、現状でも山田委員が仰るようなプロセスを踏んで、区の生活衛生課の担当と地域の活動者と町内会が三者で話し合いながら進めています。しかしその中で、先ほどお話しした承諾書の問題などがあります。また、話し合いの場への区役所職員の係わり方の強度が違うという問題もあります。現在、横浜市でモデル事業の検討会を立ち上げており、様々な課題があがっています。来年度以降は、登録までの過程を大事にして、プロセスに手厚く係っていきたいと思っています。

【犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業について】

(事務局) 資料 1-3 に沿って説明。

(井上会長) 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業について、事業者の条件の緩和をして拡大を図りたい旨の説明がありましたが、御意見はありますでしょうか。

(山田委員) 犬の販売の場合は幼齢犬の販売が多いと思いますが、狂犬病のワクチンはどのくらいの時期に打って販売することになっているのでしょうか。

(井上会長) 狂犬病のワクチンは打たずに、登録だけ先に行くという考え方です。登録だけ先に行くことは法律的にも可能です。個人で行う場合も、福祉保健センターで登録のみ行い、1ヶ月後に注射を打つこともあります。

(山田委員) 狂犬病のワクチンを先に打たなくてはならないと思っていました。

(事務局) 補足ですが、今までの要件を緩和して、より多くの犬の販売事業者の方に受託していただく考えにしたいと思っています。店舗を構えている事業者に限り、管理をする責任者が常駐できる等の要件を整えて、販売の頭数制限は設けない予定です。これら以外の要件についても、御意見をいただければと思います。また、犬の登録及び狂犬病の予防接種を推進して行くための御意見もいただきたいと思います。

(大矢委員) この事業は、横浜市がそのペットショップを認めたと取られかねないです。そうすると、認めたペットショップと認めていないペットショップにどのような相違点があるのか等、微妙な問題があると思います。ペットショッ

プには法律スレスレな事をしている所もあります。そのような事業者も含めてしまうと、何でもやって良いと思われて、違った意味でマイナスになってしまうと思います。今回、条件を緩和して門戸を広げるといいますが、たくさん登録していただくことについては吝かではありませんが、その辺のところを勘案していただき、条件を策定していただきたいと思っています。

(事務局) 我々も受託していただく事業者をやみくもに増やそうとは考えておりません。きちんと機能しているかをチェックできる仕組みも考えていきたいと思っています。

(大矢委員) 問題のある事業者ほどやりたがりますので、よろしくをお願いします。

(井上会長) 登録業務の多い横浜市獣医師会からは何か御意見はありますか。

(吉池委員) 特段、やっていただくのは構わないと思います。しかし、犬を渡された後に、どのような手続きをすれば良いかわからない方がいます。鑑札を持っていても、その年の注射を済まさなくてはいけないということをわからない方もいるので、何かわかりやすい物を付けていただけると良いと思います。

(田代委員) どこかの行政で、販売店に条件をつけて行政に協力してくれる店を優良店舗としてランク付けをしたという文書を見ました。行政に協力してくれる店舗をランク付けするのは駄目なのでしょうか。

(事務局) 行政が認める、認めないという捉え方をされてしまうと、他の方々から誤解を受けたり、認識がずれてしまったりする懸念があります。そのため、ランク付けを行うというのは難しいと思います。我々が窓口で行っている鑑札を交付する業務をペットショップでやっていただくことにより、窓口を広げて登録の機会を増やすという考え方で進めていきたいと思っています。

(大矢委員) ペットショップが登録した方に対して、数か月後に狂犬病のワクチン接種の案内の手紙を出し、飼い主からワクチンの番号を知らせてもらい、市に報告するということができるのと、ワクチン接種のパーセンテージを上げるということに関してメリットがあるのではないのでしょうか。また、そこまでの労力を惜しまない事業者であれば、きちんとした管理ができています。御検討いただければと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(山田委員) 平成28年度は37事業所で5,076頭の販売実績があるということですが、登録数の増加はどのくらいになっているのでしょうか。

(事務局) 27年度と28年度の比較になりますが、鑑札の交付数が27年度は13,400枚程度であり、28年度は12,000枚程度になっています。ペットショップでの交付を見てみると、27年度は240枚程度ですが、28年度は820枚程度の交付となっています。交付できるペットショップが増えていけば、鑑札の交付数が伸びることが見込めると考えています。

(山田委員) 27年度と28年度の交付数はアサヒペットさんのみでしょうか。

(事務局) 28年度は他に1社ありました。29年度からはアサヒペットさんのみとなっています。

(兵藤委員) 狂犬病予防注射をどのように受け止めるかという話になると思います。狂犬病予防注射について皆さんに理解していただき、協力して啓発することであれば非常に良い事だと思います。接種率が低くなっている中で、あらゆる手段を使って接種率を上げる、狂犬病予防法を守り抜くということであれば、たいへん良い事業だと思います。

【横浜市動物愛護管理業務計画について】

(事務局) 資料 1-4 に沿って説明。

(井上会長) 横浜市動物愛護管理業務計画について、御質問・御意見ありますでしょうか。

(矢吹委員) 「6 動物取扱業登録及び監視指導」について、定期監視はどのくらいの頻度で行っているのでしょうか。年間件数はどのくらいでしょうか。

(事務局) 区役所の方で何年に 1 回というペースで行っています。また、登録の更新の時期や市民からの苦情相談等があった時には随時監視を行っています。監視件数につきましては、平成 28 年度の施設数は 1,261 施設ありまして、同一施設への監視件数も含めて 654 件となっています。

(矢吹委員) 主に外部からの要請があって、監視に行くことが多いのでしょうか。

(事務局) 苦情相談があった場合はその都度行くということになりますが、5 年の更新の時期に行ったり、3 年毎に行ったり、区役所が予定を立てて監視に行っているという状況になります。

(矢吹委員) 定期監視なので 1 年に 1 回は行っているのかと思ったのですが、意外とスパンが長いですね。

(事務局) 区役所が中心となって監視を行っていますが、苦情のあった施設や継続的に問題のある施設以外は、1 年に 1 回の監視は難しいのが現状です。

(富高委員) 定期監視というのは事前に業者に連絡をしてから行くのでしょうか。それとも抜き打ちで行くのでしょうか。連絡をすると、その時だけ取り繕う可能性があると思うのですが。

(事務局) ケースバイケースになります。苦情対応など、事実確認をしない場合は抜き打ちで行きます。それ以外の定例的な監視については、抜き打ちで行くこともありますが、効率的に行うために、監視に行く時間を伝えて行くこともあります。区役所では食品衛生関係や環境衛生関係の施設に対しても監視を行っていますが、同じような考え方で行っています。

(大矢委員) 第 1 回協議会でいただいた横浜市の平成 28 年度業務実施結果には第一種動物取扱業だけの報告があります。環境省には第二種動物取扱業の報告も載っているため、横浜市の実施結果にも第二種動物取扱業の報告を載せていただくよう検討してください。また、横浜市の実施結果と環境省の事務提要では、第一種動物取扱業の登録数の数字に誤差がありますが、どうしてでしょうか。環境省は平成 29 年 4 月 1 日付で締めています。締める時期が異なっているのでしょうか。

(事務局) 平成 29 年度第 1 回協議会で配付した平成 28 年度業務実施結果の数字は速報値であり、その後公表した確定版の平成 28 年度業務実施結果の数字は、環境省の事務提要と一致しています。

(山田委員) 犬猫等販売業者定期報告届出書の回収率が 85.4%ということですが、回収できていない業者に対しては必ず訪問しているのでしょうか。

(事務局) 各区役所に、業者に対してアプローチするように依頼しています。廃業をしている可能性もあるので、それを含めて確認を取るために、回収について連絡をするようにしています。

(山田委員) 最終的に、廃業していない業者からは 100%回収するということですね。

(事務局) そうです。

(山田委員) 平成 28 年度の監視件数が 654 件ということですが、一番多く監視に行っている施設や、監視に行く頻度が多い施設が全体で何施設くらいあるのかはわかりますでしょうか。

(事務局) 各施設に対する監視件数は、今はわかりません。しかし、市民から相談を受ける回数が比較的多い事業者がいることは確かです。その都度、区役所に確

認に行ってもらおうなどしています。2回、3回など年間通して多く行っている事業者も中にはあります。しかし、そのような事業者は一部です。

(井上会長) 他に御意見はありますか。

(朴委員) 動物愛護センターでは様々な催しをされていますが、特に市民向け教室等に身体の不自由な方は参加されていますでしょうか。

(事務局) 聴覚障害をお持ちの方の応募については、手話通訳者の手配が可能な事を申し添えています。現在のところ参加実績はありません。この前は盲導犬をお連れの方がいらっしゃいましたので、聴講していただきました。

(朴委員) 聴覚障害者の方については、聴導犬以外にも犬を飼っている方がいます。犬の様子を見て人が来たことを判断したり、防犯の目的等で飼ったりしています。比較的このような方々の参加が少ないと思っています。我々は身体の不自由な方と犬との共生を仕事としていますので、例えば聴覚障害者向けのしつけ教室等を来年度はやらせていただければ嬉しいと思います。セミナーでは情報保障という意味で手話通訳や要約筆記の方を入れますが、講師の方が耳の不自由な方のことを理解していないと、手話通訳や要約筆記を見ている間に講師のボディランゲージや犬の動きなどを見逃してしまうことがあります。来年度はそのような事も提案させていただきたいと思います。もう一つ言わせていただきます。身体の不自由な方を受け入れる施設の職員の方が、最低限の気づきや身体が不自由な方への対応に関する研修を受けていないと、窓口対応等が十分でないことがあります。資料等をお渡ししますので、ぜひ受け入れ側の職員の研修についても検討していただきたいと思います。

(事務局) 貴重な御意見ありがとうございます。

(山田委員) Iの2の「猫の不妊去勢手術推進事業」ですが、動物愛護センターのホームページを拝見させていただきますと、今期は予算額まで到達せずに残ってしまうのではないかと懸念しています。野良猫のみが対象となり、里親探しをするために耳カットをしない猫が対象外になったため、その分が減ったのではないかと思います。それから、このまま野良猫のみを対象とするのであれば、3月5日までという実施期間を何とか3月31日まで延長してほしいです。一番猫の妊娠が多い期間を外さないでいただきたいので、ぜひとも御検討をお願いします。

(事務局) 上限が5,700頭であり、現在の頭数がおよそ2,900頭となっており、数でいうと半分くらいとなっています。これから春先に向けて頭数が伸びていく傾向がありますので、最終的にどうなるかは見てみないとわかりません。3月5日までの実施期間については、伸ばせると良いと我々も思っていますが、補助金の支払い関係の事務処理を年度内に済まさなくてはいけない決まりがあります。その辺の兼ね合いでどこまでできるか考えていきたいと思えます。

(山田委員) 他の自治体では3月31日まで行っている所がありますが、何故横浜市はできないのでしょうか。

(事務局) 補助金の支払いをするにあたって、その年度の申請分は3月31日までに交付決定をするというルールがあります。このため、横浜市では3月31日までに確実に交付決定ができるための申請期限を定めています。したがって、3月31日まで受付をすることはできない状況です。

(兵藤委員) 今年度は元々野良猫だったが、飼い猫にする猫が補助金の対象ではなくなりました。公益社団法人横浜市獣医師会がそのような猫も対象として救済事業を行っています。ペットショップで買ってきた猫の受益者負担とは違いますので、補助金の対象にしてもらえると助かります。来年度も補助金の対象は野良猫のみでしょうか。

(事務局) 来年度についてはきちんと精査ができていない状況のため、何とも申し上げられません。今年度から補助金の対象を野良猫のみとしましたが、まだ年度途中のため、良いのかどうなのか評価や状況分析ができていません。現在の考え方としては、単年度での評価は難しいため、来年度も同じスタイルでやらせていただきつつ、状況分析を行って考えていきたいと思っています。30年度の事業内容については、次回の協議会の際にはある程度の形を示して、御意見をいただきたいと思います。

(兵藤委員) 新しい飼い主に対する予算を組んでいただけると、私達も積極的に新しい飼い主を見つけて、不妊去勢手術を受けさせることができるので、ぜひ踏まえていただきたいと思います。

また、7ページに「国・他都市等との連携」と書いてありますが、神奈川県警は連携団体に入っているのでしょうか。ペットの法医学がやっと出てきましたが、毒殺等があった時は事件として県警に対応していただく必要があります。遺棄、虐待、遺失物も警察が入ってきますので連携が必要になってきます。

(事務局) 現段階では警察は入っていません。

(兵藤委員) 動物に関しては神奈川県警には非常にお世話になっていますので、差し障りが無ければ神奈川県警を入れていただくと心強いと思います。

(大矢委員) 兵藤委員の御意見はよくわかりますが、「国・他都市等との連携」に記載しているのは会議名になります。神奈川県等の会議等に県警の方が参加してくれば、連携がとれると思います。

(兵藤委員) いずれにしても、熱いエールを送らなくては向こうから来るはずがありません。神奈川県警の協力はぜひとも必要だと思っています。地域でも時間外にパトカーで傷病動物を運んでくれるのは神奈川県警です。うまく連携していただくと、私達民間団体は助かります。

(大矢委員) そうすると、人と動物との共生推進よこはま協議会の構成メンバーに含めた方が良いということですね。そこをどのように判断するかだと思います。

(兵藤委員) こだわっていませんが、県警にはとてもお世話になっているということを手頭に入れておいていただきたいです。

(佐藤久美子委員) 5ページの災害時のペット対策についてですが、「地域防災拠点に同行避難すると予想される」とありますが、横浜市の地域防災拠点では全て同行避難をして良いのでしょうか。

(事務局) その体制ができていくかどうかということになりますが、全ての地域防災拠点が同行避難の体制ができていく状況ではありません。

(佐藤久美子委員) それではこの業務計画に、地域や自治会への同行避難に関する働きかけを含めた方が良いと思います。飼い主が理解していても、連れて行った場所で結局「うちでは無理です」と言われてしまっただけでは元も子もありません。地域にも飼い主にも、二本立てで働きかけていかないと上手くいかないと思います。

(事務局) 現状の啓発方法としては、各区には地域防災拠点の担当者がいるため、そこを通じて、各地域の方と接触を図り、同行避難の受け入れについて意識を高めてもらっています。また、防災訓練で地域の方にペットを連れて来てもらい、同行避難訓練をしていただき、必要性を啓発しています。

(佐藤久美子委員) 事業内容でいうと、イの(ア)になるのでしょうか。

(事務局) そうですね。アもそうです。それと事業ではないため記載されていませんが、災害対策の担当部署である危機管理室や教育委員会事務局と内部的な調整をしています。

- (山田委員)「災害時のペット対策」の冊子では、地域防災拠点は自治会が管理しているので、自分の住んでいる場所について確認してくださいという趣旨になっていると思います。市が全体を把握して、どこでも同行避難ができる仕組みを作るという方向ではないと認識していますが、どうでしょうか。
- (事務局)市の職員が直接対応する形にしてしまうと、発災の時に機能するのが難しくなってしまうと思います。地域の方が主導で動いていただく仕組みを考えて作っていただくことが大事になってくるので、そのようなアナウンスをしています。しかし、地域によって考え方がありますので、積極的に進めて同行避難訓練を多くしている場所もあれば、進んでいない地域もあります。地域の温度差を埋めていかななくてはいけないと考えています。
- (山田委員)例えば、同行避難について進んでいる地域がどこであるとか、同行避難が可能な地域などの広報は行っているのでしょうか。地域が了承しないとダメだと思いますが、ホームページなどで広げていただけると参考になると思います。
- (事務局)はい、わかりました。
- (矢吹委員)去年、中区の福祉保健センターの職員が検討委員会を立ち上げてくれました。町内会長と地域の住民の声が大事な為、各町内会に災害に関するアンケートを取り、委員会を立ち上げ、今度また訓練を行います。町内会と地域の住民を巻き込んで、やっと動き出しました。行政頼みではなく、足元からというのが、私の持論です。自分達の事なので、まずは自分達で協議していただきます。それから行政等にアドバイスをいただき、自分達で確かな物を作り上げてもらい、同行避難を自立するものにしてほしいと言っています。中区では少しずつ動いており、そのような地域もあります。
- (大矢委員)連合町内会と市の話し合いを行うことはないのでしょうか。連合町内会では各町内会の会長が出てきますので、そのような場所で説明していただいて、各町内に説明してもらえれば良いと思います。
- (事務局)「災害時のペット対策」は平成22年に策定したもので、東日本大震災も熊本大震災も後に発生しています。その後例えばエコノミークラス症候群や避難所へ入れない等、ペットと同行避難する上での課題がクローズアップされており、地域住民の方の考え方も少しずつ変わってきています。しかし、非常にデリケートな問題であり、「発災時に人よりも動物なのか」という受け止めをする方が、まだまだいます。そのため、非常に慎重にやっていかなくてはなりません。なかなか進まない状況で、一方で動物を飼っている方が非常に多く、課題があるという板挟みになっているという現状です。いずれにしても、非常にデリケートな問題であり、大きな課題です。少しずつですが、進んでいると御理解いただければと思います。
- (兵藤委員)旭区の実情をお話いたします。井上会長も非常に防災に熱が入っていますし、私も旭区なのですが、旭区の獣医師会も全面的に協力してくださっています。18区ではトップだと思います。旭区の連合町内会では、ペットの同行避難をやらない町内会は資質が落ちていると言われます。連合町内会に行くときは、行政だけでなく、民間の方を連れて行き、その方にやらせるべきです。民間人同士であれば、非常に仲良くやってくれます。一つ上手くいけば、どんどん周りの町内会が理解してくれます。
- (吉池委員)6ページのマイクロチップ装着推進事業についてですが、申請場所が動物愛護センターに限られています。動物愛護センターまで行くというのは、申請の足枷になっていると思いますので、区の生活衛生課も申請場所に加えていただければと思います。
- (事務局)マイクロチップ装着推進事業については、窓口は動物愛護センターのみです

が、郵送による受付も併せて行っていますので、御理解いただければと思います。

(井上会長) 議題1について御意見をまとめます。地域猫モデル事業については、今年度は4地区の登録でしたが、拡大・継続していただき、動物愛護センターを大いに活用していただきたいという意見です。犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業については、ペットショップの受託条件を緩和して、施設を増やして未登録犬の解消を図ってほしいというのが協議会の意見です。動物愛護管理業務計画については、いろいろな多数の御意見をいただきました。協議会の意見・要望等を事務局でまとめていただき、それに沿って内部で協議して、活かせるところは活かしていただきたいと思っています。

2 平成 29 年度横浜市動物適正飼育推進員研修計画について
(議題 2 の協議は順番を変更し、事務局からの報告の後に実施)

(事務局) 資料 2 に沿って説明。

第 4 回研修会の内容については、今年度は飼い主のいない猫の取り組みについて考えていかななくてはなりませんし、最も重要なテーマだと考えております。また、先ほど御説明いたしました地域猫活動モデル事業について、今後も拡大していきますので、推進員のお力をぜひお借りしたいと思っております。それも含めて、飼い主のいない猫の考え方について、推進員の皆様にお話しさせていただきたいと思っております。また、捕獲していただく方が足りないという御意見もいただいておりますので、今まで捕獲に慣れていない方にも今後捕獲のご協力をいただけるようにしていくために、捕獲方法に関する研修を行いたいと考えています。捕獲方法については、もしよろしければ公益財団法人神奈川県動物愛護協会の山田委員に講師をお願いしたいと考えています。

(質疑)

(井上会長) 質問、御意見ございますでしょうか。

(矢吹委員) 捕獲方法に関する研修と断定しない方が良くと思います。断定してしまうと捕獲方法を知っている推進員は来ないと思います。飼い主のいない猫に関する事で内容を広げていただき、多くの推進員に来ていただける内容・案内にさせていただけるとありがたいです。

(山田委員) なぜ捕獲方法に関する研修を行うことになったのでしょうか。推進員から御相談があったのでしょうか。

(事務局) 推進員自身に対する研修という事でもありますが、推進員の方がアドバイザーとなって、地域の方から捕獲希望のお申出があった場合に、捕獲方法等に係る伝えるべき事のスタンダードを作りたいという御意見がありました。まず、推進員の方に一般的な注意事項等をお話ししていただき、その後、推進員の方が実際に行っている捕獲方法等を教えていただき、捕獲をしたことのない地域の方が捕獲を行っていただく場合に活用できる資料等を作りたいです。その前段階として研修を行いたいと思っております。

(山田委員) 多くの方が捕獲に関するノウハウをお持ちになっています。そのノウハウを研修の場で御紹介できれば良いと思っております。また、猫以外の動物が捕獲された場合の対応について、法律的な事を御存じない方もいらっしゃるのでは、そのような話も含めてお話しさせていただければと思っております。

(事務局) 以前の研修会でもアライグマが捕獲された際の対応について質問がありました。そのようなケースのお話しもしていただければと思っております。

(兵藤委員) 研修会の講師は第一候補が山田委員ということでよろしいでしょうか。山田委員が引き受けていただけるのであれば、何故捕獲が必要なのか、野良猫は誰のものかという基本的な所を抑えた講演にさせていただきたいです。野良猫の所有権に関してはハッキリしていませんが、山田委員の御意見をお話しさせていただきたいです。また、捕獲することにより、猫が生まれる蛇口を締めなくてはいけないという話にまで踏み込んでいただきたいと思います。

(事務局) 内容については参考にさせていただきます。

(井上会長) 議題 2 については、研修会の内容の方針は変わりませんが、各委員の意見を踏まえて、再度検討していただくということによろしいでしょうか。

(委員から異議なし)

	事務局からの報告
	(事務局) 資料 3 に沿って説明。 (意見・質疑無し)
	閉会